

学校感染症による出席停止の手続きについて

山形県立山形東高等学校長

学校は集団生活の場であるため、学校保健安全法第19条に基づき、校長は、学校感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒を出席停止にすることができます。また、学校保健安全法第20条により、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業（学校閉鎖、学級閉鎖）を行うことができます。

医師に下記の感染症と診断された場合、指示された期間の出席停止となりますので、その旨をただちに担任へ電話報告し、復帰後すぐに「受診報告書」を提出してください。「受診報告書」の＜医療機関記入欄＞には、必ず受診した医療機関でご記入いただいでください。

※ただし、「インフルエンザ」の診断を受けた場合は、保護者の方が＜医療機関記入欄＞に医師の指示内容を記入し、医療機関名・受診日・診断名が明記された薬の説明書等を添付して提出してください。※発熱・風邪症状等「新型コロナウイルス感染症(疑い)」で欠席した場合は出席停止扱いとなりますので、＜保護者記入欄＞のみ記入して提出して構いません。ただし、症状が続く場合は、必ず医療機関の診断を受けるようにしてください。

学校での感染拡大を防ぐため、下記の出席停止期間を守るよう十分注意してください。

【学校感染症の種類と出席停止期間】

種	病名	出席停止期間のめやす
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 新型コロナウイルス感染症	完全に治癒するまで
第二種	① <u>インフルエンザ</u> （特定鳥インフルエンザを除く） ② 百日咳 ③ 麻疹 ④ 流行性耳下腺炎 ⑤ 風疹 ⑥ 水痘 ⑦ 咽頭結膜熱（プール熱） ⑧ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	① <u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</u> ↓ （発症日の翌日を1日目として数えて最低5日間は登校不可） ② 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③ 解熱後三日を経過するまで ④ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤ 発疹が消失するまで ⑥ 全ての発疹が痂皮化するまで ⑦ 主要症状消退後二日を経過するまで ⑧ 医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症*</u> * 感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、帯状疱疹 他	医師が感染のおそれがないと認めるまで

校長	教頭	教務課長	年次主任	養護教諭 ⇄	担任
				<戻り>	

取扱注意

学校感染症による出席停止に伴う受診報告書

*インフルエンザ以外の学校感染症(資料参照)は医師による記入をお願いしてください。
 *インフルエンザの場合は、保護者の方が医師の指示内容を記入し、医療機関名・受診日・診断名が明記された薬の説明書等を添付して提出してください。

<医療機関記入欄>

1 受診年月日 令和 年 月 日

2 医師の所見、病名

上記により、_____日間程度の加療・安静を要します。

3 医療機関名 _____

担当医師名 _____

発熱・風邪症状等、新型コロナウイルス感染症の疑いで欠席した場合は、出席停止扱いとなりますので、<保護者記入欄>のみ記入して提出して構いません。ただし、症状が続く場合は、必ず医療機関の診断を受けるようにしてください。

<保護者記入欄>

山形県立山形東高等学校長 殿

令和 年 月 日

上記のとおり受診しましたので報告します。

_____年 _____組 _____番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ ㊞

<担任記入欄>

1 出席停止の理由 _____

2 出席停止の期間 令和 年 月 日～ 月 日 (日間)

*この用紙は、山東高HP、保健室、職員室北側レターケースにあります。